

議案第 75 号

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法第 289 条の規定により、三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成 28 年 8 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

三泗鈴亀農業共済事務組合の財産の帰属先

提案理由

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関して協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

三泗鈴亀農業共済事務組合の財産の帰属先

項目	数量等	帰属先
プレハブ倉庫	2基	三重県農業共済組合
紙折機	1台	三重県農業共済組合
卓子	1個	三重県農業共済組合
裁断機	1台	三重県農業共済組合
電話交換設備	一式	三重県農業共済組合
電話加入権	3回線	三重県農業共済組合
拠出金	9,727,444円	三重県農業共済組合
その他備品	一式	三重県農業共済組合